

随意契約理由書

1. 工 事 名 PC桁等大規模修繕工事（2019-4-環）
2. 契約相手方 三井住友建設株式会社
3. 随意契約理由

本工事は、1号環状線P.171～174間のPC3径間連続有ヒンジラーメン橋において、中央ヒンジ部の変形により劣化損傷が進行し、走行性の悪化が著しく、加えて中央ヒンジ部の損傷も顕著であったため、有ヒンジを廃止し、外ケーブルを配し連続化することで、車両走行性と構造物の耐久性の改善を図るものである。

本工事の契約相手方に対しては、以下の要件を満たすことが求められる。

- ① 当該橋梁の構造に精通していること。
- ② PC連続有ヒンジラーメン橋の構造特性に精通し、かつ、同種の橋梁の連続化工事実績を有すること。
- ③ 高架下が幹線道路および河川という厳しい現場状況であり、それを踏まえた施工検討に応じた施工ができること。

三井住友建設株式会社は、1号環状線建設時に「東横堀工区第4工区工事」（受注者；旧住友建設（株））を受注し、本工事が対象とするPC有ヒンジ連続ラーメン橋の建設時の施工等を行った実績があることから構造特性に精通しているとともに、厳しい現場状況を熟知し、それを踏まえた施工検討に応じた施工を実施できるものと認められる。

また、当該橋梁を対象とした「ディビダーク橋構造改良施工法等検討業務（2019年度）」を実施していること、及び供用中の同種橋梁の連続化工事の実績も豊富であることから、構造改良に係る設計・施工のノウハウを有していると認められる。

以上より、上記①～③までの要件を満たす者は同社において他にいないと判断される。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約するものである。

以上